

事務連絡  
平成27年6月10日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産及び中国産二枚貝の下痢性貝毒)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取扱いについて、平成27年3月31日付け食安輸発0331第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、韓国産及び中国産二枚貝については下痢性貝毒に係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成27年6月5日現在の二枚貝の下痢性貝毒に係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般社団法人 青森県薬剤師会検査センター
- (2) 一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
- (3) 一般財団法人 日本食品分析センター
- (4) 一般財団法人 東京顕微鏡院
- (5) 一般財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (6) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (7) 公益財団法人 北九州生活科学センター